

新居浜市教育委員会 パートタイム職員 (用務員) 募集要項

新居浜市教育委員会会計年度任用職員（用務員）を次のとおり募集します。

1 受付期間

5月30日(金)までの市役所の執務時間中（8時30分から17時15分まで）に、
社会教育課において受け付けます。

2 職種、任用予定人員及び職務内容

形態	職種	任用予定 人数	職務内容
パートタイム 任用職員	用務員	1人	垣生小学校に勤務し、校舎、校地の清掃、備品等の軽易な修理などの学校用務に従事する。

3 応募資格

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない人

4 任用期間等

（1）任用期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

※任用期間後の更新予定あり

（2）勤務時間

月曜日～金曜日の間で週3日程度

7時00分から15時00分の間で実労働時間6時間

※休憩時間60分あり

※配属校によっては勤務時間の変更あり

（3）休日

土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日まで

5 給与

（1）報酬

月額6,890円（令和7年度単価予定）を勤務実績に応じ、翌月支給

※年度ごとの昇給制度あり（最大3回まで）

（2）期末手当

6月、12月に各1.25月分を期末手当として支給

ただし、期末手当支給額は任用期間等により異なります。

（3）通勤に要する費用弁償

通勤距離、手段に応じて支給します。

6 保険

労災保険に加入

（裏面に続きます。）

7 応募手続

(1) 申込用紙の請求

市役所の執務時間中に、教育委員会事務局社会教育課で配布いたします。また、新居浜市ホームページでも申込用紙はダウンロード可能です。

(2) 申込手続

申込用紙に必要事項を記入し、1の受付期間内に教育委員会事務局社会教育課に提出してください（申込書は一度提出されると、返却はいたしません。）。

8 試験

応募者全員に、面接試験を行います。

(1) 日時・場所

日時・場所については申込受付後にお知らせします。（6月上旬予定）

(2) 試験結果

試験後、1週間から10日前後に受験者全員に通知します。

9 備考

受付手続、その他お問合せは、教育委員会事務局社会教育課まで御連絡ください。

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会事務局社会教育課

電話：0897-65-1300（直通）

※地方公務員法第16条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者